**令和８年（フ）第３８５５号**
大阪市浪速区日本橋５丁目13番13―710号、前住所大阪市東成区東中本３丁目21番１―400号
債務者　ＦＡＬａｂこと　藤井　悠輔
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５９２９号**
東京都板橋区若木２丁目16―20―101
債務者　宮本　博司
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５８４２号**
東京都江東区辰巳２丁目５－１－910
債務者　長谷川直美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止

**令和７年（フ）第７６５号**
埼玉県児玉郡上里町大字五明768番地
破産者　株式会社ファームいり
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第６２９号**
札幌市中央区南９条西８丁目１番１号
破産者　有限会社オフィス野田
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第６３０号**
札幌市中央区南９条西８丁目１番１号
破産者　元気倶楽部株式会社
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第７号**
栃木県大田原市美原二丁目3315番地６
破産者　有限会社田代自動車整備工場
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和８年（フ）第１３号**
神奈川県横須賀市三春町６丁目82番地
破産者　合同会社ジョイ倶楽部
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和７年（フ）第１３６６号**
名古屋市昭和区丸屋町５丁目35番地３ドルチェヴィータマルヤ101
破産者　株式会社Ｂｅｓｔ
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第２１２６号**
愛知県春日井市瑞穂通８丁目２番地１
破産者　株式会社ＴＥＮＲＩＮ
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第２１２７号**
愛知県春日井市瑞穂通８丁目２番地１
破産者　特定非営利活動法人転輪太鼓
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２８号**
大阪府松原市天美西４―190―３―101、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市天美我堂七丁目519番地
破産者　株式会社Ｍａｎａ
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和５年（フ）第１９４号**
岡山県倉敷市安江530番地１
破産者　株式会社クゥティー
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和７年（フ）第２３２８号**
東京都武蔵野市関前２丁目９番３―210号マンション．カンギン
破産者　小林　祐弥
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第３１７号**
東京都町田市南町田２丁目14番12号コーポ鶴103
破産者　木村　浩美
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第４８４号**
東京都東大和市桜が丘４丁目286番地の１メゾン・ド・アムール203号
破産者　遠藤　治勇
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第７５４号**
東京都調布市深大寺北町１丁目31番地17ベイトオール202
破産者　平井　美香
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第７７６号**
東京都昭島市中神町1364番地20シャルマンハウス中神101号
破産者　相澤　裕之
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第２２４５号**
横浜市西区北幸２丁目10番27号
破産者　株式会社メビウス
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第２４２号**
三重県四日市市浜田町６番３号
破産者　株式会社ＴＨＥＬＡＢ
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係